

Title	借位の起源とその機能：対外使節を中心として
Sub Title	The Origin and Function of "Shakui (借位)" : A Study about the Temporary Rank which Invested A Diplomatic Mission of Ancient Japan
Author	加藤, 順一(Kato, Junichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.1 (1991. 1) ,p.93- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	利光三津夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910128-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

借位の起源とその機能

—— 対外使節を中心として ——

- 一、はじめに
- 二、対外使節の借位
- 三、唐の借緋と借紫
- 四、中国南北朝期における仮官と仮号
- 五、借位制創出の背景—— 結びにかえて

一、はじめに

借位制については鈴木銳彦・大庭脩・河合ミツの三氏によって検討が加えられ、⁽¹⁾ 歴史辞典類にもその概略が述べられて⁽²⁾ いる。今、それら所説を総合すると、借位には対外使節借位(遣唐・遣渤海使、郡司借位(国司が推挙した善政ある郡司⁽³⁾に対して)、神社借位⁽⁴⁾、の三種があるという。⁽⁵⁾ しかし各種相互間の関連性は未だ詳らかとは言えず、鈴木氏ら三氏の

加藤 順 一

論考にしても対外使節・郡司借位の各種に関する史実それ自体の紹介に重点がおかれている。従って借位制の実態を究明するにはまだいくつかの課題が残されており、とりわけこの制度の起源及び借位制創始の背景を明らかにしておくことが必要であろう。本稿は借位の例では最も早くに存在を確認することのできる対外使節借位を手がかりに、借位の起源と創始の事由を探ったものである。諸賢の御批正を得られれば幸いである。

二、対外使節の借位

対外使節借位の事例はあらかた大庭・河合両氏によって明らかにされているので、まず両氏紹介の諸史料を列挙し、次いで筆者管見の若干の史料も加えてその制度の実態を整理しておきたい。⁽⁶⁾

- ① 借遣唐使位、大使従四位上藤原朝臣常嗣正二位、副使従五位上小野朝臣篁正四位上、並大臣、口宣、不授告身、（『統日本後紀』承和二年十二月壬申条）
- ② 日本国持節大使正、三品行太政官左大弁鎮西府都督参⁽⁷⁾ （参議是此平事）大唐国雲麾將軍 是二品 檢校太常卿 是文官正三品官 兼左金吾衛將軍 是武官第所除職也、⁽⁸⁾ （國親正三品、員外置同正員、）入唐求法巡礼行記 開成四年二月廿六日条
- ③ 以正六位上借緋多治比真人小耳、為送高麗人使、（『統日本紀』天平宝字六年十一月乙亥条）
- ④ 其大臣朝臣真人来貢方物、朝臣真人者、猶中国戸部尚書、冠進德冠、其頂為花、分而四散、身服紫袍、以帛為腰帶、真人好誦經史、解屬文、容止溫雅、則天宴之於麟德殿、授司膳卿、放還本國、（『旧唐書』一九九上、日本伝）
- ⑤ 勅遣唐副使従五位上小野朝臣石根、従五位下大神朝臣未足等、大使今毛人、身病弥重、不堪進途、宜知此状、到唐下牒之日、如借問無大使者、量事分疏、其石根者著紫、猶称副使、其持節行事一如前勅、（『統日本紀』宝龜八年六月辛巳朔条）
- ⑥ 賀能啓、……故今我国主、願先祖之胎謀、慕今帝之德化、謹差太政官右大弁正、三品行越前国太守藤原朝臣賀能等充使、奉献国信別貢等物、（『性靈集』為大使与福州觀察使書一首）
- ⑦ 日本国使判官正、五品上兼行鎮西府大監高階真人遠成

右可中大夫試太子中允余如故

勅日本国使判官正五品上兼行鎮西府大監高階真人遠成等、奉其君長之命趨我会同之礼越

瀛波面方里献方物於三險所、宜褒獎並錫班采可依前件、

元和元年正月廿八日

〔朝野群載〕二〇、異国賜本朝人位記⁽⁷⁾

⑧ 日本国使朝臣真人、長安中、拜司膳卿、同正、朝臣大父拜率、更令同正、朝臣姓也、〔元和姓纂〕五、朝臣

⑨ 大使藤原清河、拜特進、副使大伴宿禰胡万、拜銀青光祿大夫光祿卿、副使吉備真備、拜銀青光祿大夫秘書監及衛尉卿、〔東

大寺要録〕一、本願章所引「延曆僧録」二

史料①は遣唐使借位の存在を明示したもので、②共々承和度の遣唐使に対する借位の史料である。常嗣の借した位は正二位とあるが、②の記述及び冷泉家本『続日本後紀』に「正三位」とあることから、正しくは正三位であろう。⁽⁸⁾

二人共借授から発遣までに各々正四位下と正五位下に進んでおり、渡唐した常嗣は帰国後従三位に昇叙している。⁽¹¹⁾借授された位と当人の経歴は無関係であることはここから知られ、借授は口頭で伝えられるだけで位記(告身)を伴わぬことも、国内では無意味なものという性格を窺わせる。⁽¹²⁾

史料②は常嗣が唐で授かった官職を記したもので、従三品官(是二品)とある円仁の註は誤りの雲麾將軍(武散官)、正三品官の太常卿(檢校官)、正三品官の左金吾衛將軍(員外官)が与えられている。常嗣は唐では正三品を称していたので、先方はそれに応じた官と当色の朝服(淺紫)を授けたのであった。⁽¹³⁾正三位を借授して唐でかく称する以上、着衣も三位の服色でなくてはならない。借三位は同時に借紫なのである。

借三位Ⅱ借紫であるならば、史料③の「借緋」は緋色を当色とする四位(深)又は五位(淺)を借授されたことを意味するものであろう。多治比小耳は遣渤海使としては第六回目の使節であるが、それまでは四回連続して従五位下や外従五位下の位を帯びる使人が続いていた。⁽¹⁴⁾小耳は多治比真人の一族であるから、おそらく従五位下を借授していたの

ではあるまいか。また、史料①に見える小野篁は従五位上(浅緋)から正四位上(深緋)を借授されているが、常嗣・篁・小耳三者の例から見て、深緋→浅紫、浅緋→深緋、深緑→浅緋、と上級の服色を当色とする位が借授されてきたことがわかる。

ところで、借位の最も古い例は『国史大辞典』などによると多治比小耳の借緋と理解されているようだが、⁽¹⁵⁾ 実際は史料④に見える大宝度遣唐執節使(押使)粟田真人が最古の事例とすべきであるように思われる。この史料を紹介された河合氏は、真人の本位正四位下は着緋の位だが『旧唐書』のこの記述からすると彼は紫衣を着して入唐したのである⁽¹⁶⁾と述べるが、位とその当色との密接な関係を考えれば、のちの遣唐・遣渤海使に見られるように、彼もまた実際より高い位を唐で称することを許されていたと見て誤りあるまい。真人が自分の官職を明らかにしていたことは「朝臣真人者、猶中国戸部尚書」とあることから知られる。即ち、真人の本官民部尚書は令制の民部卿に相当し、その唐名は戸部尚書である。よって彼は民部尚書を名乗り着紫して外交の場に臨んでいたわけで、その彼が位を明らかにしないとは考え難い。この場合、服色と位に食い違いがあつては不都合であるから、正三位か従三位を称したのである⁽¹⁷⁾。曾て入唐留学僧であつた真人は、⁽¹⁸⁾ 経史の知識が豊かで属文を解し、容止温雅で、唐の朝廷に深い印象を与えた。武后は彼に司膳卿を授けている。これは光禄卿の改称で、従三品官である。因みに戸部尚書は正三品官。承和の藤原常嗣同様、唐は真人の称した官位にほぼ相応の官を授けたのであろう。

これに関連して、従来未見の史料⑧を紹介しておく。^(補注) 『元和姓纂』は唐憲宗元和七年(八一六)に上進された唐代の姓や氏族の本籍を調べたものであるが、日本の朝臣姓を採り上げて「日本国使朝臣真人」「朝臣大夫」⁽¹⁹⁾ を載せている。前者は粟田真人、後者は副使巨勢邑治である。邑治は「参河守務大肆」で大判官に任じられ、⁽²⁰⁾ 真人より三年遅れの慶雲四年三月に、「副使従五位下」で帰朝した。肩書の変化は、当初大使であつた高橋笠間の辞任、副使坂合部大分の昇格に伴う人事によるものである。務大肆は従七位下に相当するから、副使昇格によつて従五位下に進められたのだ

ろう。しかし唐の授けた率更令は従四品上官で、甚だ格差がある。従って巨勢邑治もまた、実際よりも高い位、おそらく従四位上か従四位下を借授して、これに相応の官を唐で授かったものと思われる。然りとすれば、同じく大使坂合部大分（養老二年十二月帰朝時従五位上²¹）も位を借授されていたと推測するのは困難ではあるまい²²。大宝度の前回は天智朝であって彼我の位階、服制共に異なるので、遣唐使借位は大宝度から始まったのであろう。

同じく新史料として史料⑨を挙げておきたい。ここに見える藤原清河らは天平勝宝四年に入唐した一行で、その本位はそれぞれ正四位下²³、従四位下²⁴、従四位下である。特進は正二品、銀青光祿大夫は従三品の文散官であり、光祿卿・秘書監・衛尉卿はそれぞれ従三品官である。藤原常嗣や粟田真人らの例から推して考えると、彼らも二位や三位を借授されて入唐したものと思われる²⁶。史料⑤に示す、宝龜八年度大使佐伯今毛人（正四位下²⁷）の急病により副使小野石根が代行を命じられた際、着紫しながらなお副使を称するよう指示されたのも、着紫で入唐した副使の前例を踏まえての措置であったと考えられる²⁸。また同時にこのことは、大使今毛人が発遣に際して着紫入唐を許可されていた（借紫、借三位）ことも意味しよう。

史料⑥⑦は延暦度遣唐使に関するもので、⑥からは大使藤原葛野麻呂（従四位上²⁸）が正三位を借授していたことが、⑦からは判官高階遠成（正六位上²⁹）が正五位上を借授して唐から従四品下の文散官（中大夫）と正五品下官（試太子中允）を授けられたことが知られる。また、遠成のケースからは大副使のみならず判官も借位をしていたことが明らかである。判官以下の借位を推知せしめる史料としては、『入唐求法巡礼行記』開成四年三月十九日条に、

⑩ 州刺史設酒餞相公、相公不出、但判官已下著緋之人入州受餞、

と記すのが挙げられる。承和の遣唐判官以下で本来着緋の者は従五位下の長岑高名ただ一人のはずだが、文脈からは複数存在していたらしいことが窺われる。即ち、六位以下の数名が着緋を許されて（借緋）入唐していたことが知られ

るのである。⁽³¹⁾

以上、①⑩の史料によりながら対外使節借位（借緋紫）の実態を見てきたが、ここでその特徴を三点にまとめておこう。

第一に、借授された位階は国内では何の意味もなく、官位昇進とは無関係であることである。正三位を借授された藤原常嗣は帰朝後の功賞で従三位を授かったままで終わったし、同じく正三位を借授された藤原葛野麻呂も帰朝後の特授は従三位に進められただけ、高階遠成の特授も正六位上から従五位下に進むにとどまった。⁽³²⁾ 吉備真備・大伴古麻呂は共に従四位上から正四位下への一階昇叙で、粟田真人が帰朝後叙せられた従三位は借授の位と一致するかどうかは判らぬが、四位を借授したと考えられる巨勢邑治が帰朝後の功賞で授かったのは正五位上である。⁽³³⁾ 小野勝年氏は遣唐使借位について、帰朝後に特進せしめられる位を予め唐中に用いたと解釈されたが、妥当な解釈とは言えない。借授された位は国外に居る間だけ有効で、帰朝した途端効力を失ってしまうという暫定的な性格しか持ち合わせていないのである。一定の試験期間を経てその業績しだいでは真位に切り換えられ、しかもこの間位禄も支給されるといふ郡司借位（借五位）⁽³⁴⁾とは暫定的性格においては共通していても、経歴上の効果や実益という点では異なっている。

第二に、位記（吾身）を伴わないことである。借授された位は外国及び外国人に対する身分表示という機能が期待されているに過ぎず、国内で実質的意味を持たぬ以上、位記は必要とされない。⁽³⁵⁾ 大庭氏の推測されたように、使者の官位姓名を記した別種の公文書を携帯することで、相手国に対し借授の位を示したのである。⁽³⁶⁾

第三に、借授される位は本位に比して原則として一等上級の服色を当色としていることである。発遣途上で突然欠けてしまった大使の代行を緊急に命じられて二等上級の服色を借することになった小野石根（浅緋→浅紫）を除けば、既に触れた三人以外でも、粟田真人・藤原清河・大伴古麻呂・吉備真備（佐伯今毛人）・藤原葛野麻呂は深緋→浅紫、（坂合部大分）・巨勢邑治は浅緋→深緋、高階遠成及び承和度の遣唐判官以下若干名は深・浅緑→浅緋、と

いった例が挙げられよう。服色は官人の身分序列の上下を一瞥のもとに知らしめることのできる可視的身分標識であるから、外国及び外国人に対して自分の身分を実際より高く称する目的からすると、例えば本位より高くとも服色の変わらぬ位を借授したのではその意味は薄れてしまうからであろう。

三、唐の借緋と借紫

借緋・借紫は唐制においても見ることができ。まず借緋から見て行こう。

① 開元二年閏二月勅、承前諸軍人、多有借緋及魚袋者、軍中卑品、此色甚多、無功濫賞、深非道理、宜勅諸軍鎮、但是從京借並軍中權借者、委勅到收取、待立功日、拋功合得、(『唐会要』三一、輿服上、魚袋条)

卑品の軍人が軍功によって借緋・借魚袋を許されていたこと、それが濫用される傾向のあったことが知られる⁽⁴¹⁾。また同じく内外官章服条には、

② 旧制、凡授都督刺史、皆未及五品者、並聽著緋佩魚、離任則停之、若在軍實緋紫者、在軍則服之、不在軍不在服限、若經叙錄不合得者、亦停之、

とあって六品以下のままで都督・刺史を授けられた者が在職期間中に限って着緋佩魚(袋)が許されたこと、軍功が叙録されている軍人は軍中においてのみ着緋・着紫が可能であったことも知られる。更に、

③ (開元)八年二月勅、都督刺史品卑者、借緋及魚袋、永為常式、(『通典』六三、嘉礼八、天子諸侯玉佩劍綬璽印)

とあるように、六品以下の都督・刺史の借緋及び借佩魚袋は制度として定着したものとなった⁽⁴²⁾。

次に借紫の史料を見てみよう。まず『旧唐書』一〇三、郭虔瓘伝には、

⑭ 宣威將軍守右驍衛翊府中郎將檢校伊州刺史兼伊吾軍使借紫金魚袋上柱國郭知運……可封介休縣開國公、

と見える。西域における軍功を賞して進爵・叙爵せしめたものであるが、従四品上の宣威將軍（武散官）郭知運が、紫衣と金魚袋を借授されていたことが知られるのである。この制は開元二年四月に出されているが、翌年八月の勅は従五品下の駙馬都尉に紫衣と金魚袋を借授することを定め、同四年二月には次の詔勅を出している。

⑮ 彰施服色、分別貴賤、苟容濫濫、有背儀式、如聞内外官絕無着碧者、皆許着綠、以為嘗事、又軍將在陣、賞借緋紫、本是從戎、欠之服、一得以後、遂別着長袍、通相倣倣、又入蕃使等、別勅借緋紫者、使回合停、或有便着曾無愧耻、憲司不能奉効、遂令此弊滋甚、自今已後、衙内宣殿中侍御史糾察、並限十日內、容其改正、如更有犯者、所繇御史本司官長並量事貶降、（『冊府元龜』六三）

これは、服制の乱れが著しいために殿中侍御史の取り締まり強化を命じたもので、軍中の功賞によって緋紫の軍服を借せしめられたのを長袍に流用する輩がいたり、借緋・借紫をして派遣された入蕃使は帰朝後これを返納すべきであるにも拘らずそれが守られていないなどの事実が指摘されている。わが国において対外使節に借緋・借紫が行われていたのと同様、唐の入蕃使についても借緋・借紫が行われ、しかも帰国によって失効すべきものであったことも軌を一にしていると言い得よう。

なお借紫の創始については、『通典』六三、嘉礼八、天子諸侯玉佩劍綬璽印所引開元二年七月勅に添付の割註に、

⑯ 天授二年八月、左羽林大將軍建昌王攸寧、借紫衫金帶、九月二十六日、除納言、依旧著紫帶金龜、借紫自此始、

と述べられている。攸寧は武氏の一族で、天授元年一月に鳳閣侍郎から納言となり、同二年八月罷めて左羽林衛大將

軍に任じ、九月再び納言となるがこの時「攸寧守、納言」とある⁽⁴⁵⁾。鳳閣侍郎（中書侍郎）は正四品上、左羽林衛大將軍及び納言（侍中）は正三品官であるから、彼の散官は天授二年当時未だ三品に達せず、そのために借紫せしめられたものと思われる。

ここまで挙げてきた借緋紫の諸例を整理すると、次のことが指摘できよう。まず着緋紫が許される場及び期間の限定性・暫定性である。軍功による場合着用が許されるのは本来軍中に限られるものであったし、入蕃使の場合は「使回合^{リテ}停^ム」き性格を持つている。そして都督刺史の借緋は「離任則停^ム之^ヲ」とされた。借りたものは返さねばならないというわけである⁽⁴⁶⁾。次に官人の威儀の問題である。例えば駙馬都尉は本来従五品下の着緋佩銀魚袋の官であるが、公主を尚する者が任じられる例になっていたことが借紫金魚袋とされるに至る背景をなしていたと考えられる。また都督刺史は牧民の官として管内に君臨する存在であり、入蕃使は四夷に大国の威容を誇り、中華の礼教を示し、天子の聖徳を伝えて彼らを慰撫招諭すべき責務を負うていた。かかる任務を奉ずる者をいかに礼遇すべきかは当然問題となろう。その意味で、都督・刺史・駙馬都尉の借緋紫は国内を、入蕃使借緋紫は国外を意識した礼遇措置であった⁽⁴⁷⁾。

唐制に借緋・借紫の制があること、そしてそれは入蕃使（対外使節）をも対象とし、着用資格は在任期間中に限られること、といった性格を確認することにより、日本の借位が唐制と深い関係を有することが明らかとなった。しかし日本の借紫が大宝の遣唐使に始まると考えられるのに対し、唐の借紫がその十一年前の武后天授二年から始まったと考えられることは⁽⁴⁸⁾、両者の関係を些かの問題を生じさせる。何となれば、日唐両国の直接交渉は高宗總章二年（六六九・天智八）の高句麗平定祝賀使以降中断しており、その間新羅を経由して齎^レられたと考えられている法典類の中で最も年代が新しく、かつ律令編纂に少なからぬ影響を与えたとされる垂拱格式（垂拱元年編）にしても、天授二年を遡ること尚六年の距りがあり、唐の借紫が日本に影響を与えて借位の始まりとなったと想定するのは困難なのである⁽⁴⁹⁾。

それでは借位制の源流はどう辿ることができるのか。ここでもう一度史料⑤に立ち戻り、入蕃使の借緋紫に注意を払ってみる。唐の入蕃使の実例の中に、借緋・借紫を窺わせるものはないかと探ってみると、服制の相違から借緋とも借紫とも言えないが、散官を仮せられて入蕃使に充てしめられた者のことが、『旧唐書』一八九上、朱子奢伝に見える。

①⑦ 武徳四年、……授国子助教、貞観初、高麗百濟同伐新羅、連兵数年不解、新羅遣使告急、乃仮子奢、員外散騎侍郎、充使、噲可
以积三国之徳、雅有儀観、東夷大欽敬之、三国王皆上表謝罪、

初め子奢は従七品上の国子助教であったが、奉使に際して従五品下の員外散騎侍郎を仮せしめられて入蕃したのである。また、隋末に楚帝を称していた朱粲が唐に來降すると、高祖が前御史大夫段確に散騎常侍を假授して慰勞使とした例もある。⁽⁵⁰⁾では外交の任に当たる者に散騎常侍・散騎侍郎の如き官を假授する例は何時頃から開かれたのか、次章において検討してゆきたい。

四、中国南北朝期における仮官と仮号

隋唐の制度が多く北朝諸制を承継してきたことは周知の事実であるが、北魏において、外交・軍事・地方巡察等臨時の任務に散官を以て充てたことが、『魏書』二二上、高陽王雍伝に見える。

①⑧ 閑冗之官、本非処置、或以賢能進、或因累勳而擢、如其無能、進之朝伍、或任官外戍、遠使絶域、催督通県、察檢州鎮、皆是散官、以充劇使、

散官と称されたのは無員の官や員外官を置くことのできる官であり、漢魏以来の三署郎・奉朝請・太中大夫・中散大夫・散騎常侍・散騎侍郎の類が該当し、唐の文散官の淵源をなす⁽⁵¹⁾。南北朝時代には両者の間を頻繁に使節が往来したが、このような使節を中心に、外交の任に当たる者がそれに先立って散官を仮授されている(仮借)事例が北朝にいくつか見受けられるのである。以下に挙げてみよう。

- (1) 邢穎(『魏書』六五、邢巒伝)
 - 中書侍郎(第四上) → 仮通直散騎常侍(第三下) 寧朔將軍(第四上) 平城子(四品)⁽⁵²⁾、「太平真君元年二月」⁽⁵³⁾ 御命使劉義隆^(宋文帝)
- (2) 高濟(『魏書』四八、高濟伝)
 - 中書博士(?) → 楚王傅(?) → 「太平」真君中 仮員外散騎常侍(従三上)、賜爵浮陽子(四品)、「使於劉義隆」 → 除盱眙太守(七品)⁽⁵⁴⁾
- (3) 高讜(『魏書』五七、高祐伝)
 - 遊擊將軍(?)、賜爵南皮子(四品)、「与崔浩共參著作」 → 遷中書侍郎(第四上) → 転給事中(従三上) 冀青二州中正 → 仮散騎常侍(第二下) 平東將軍(従二下) 菑、侯(三品)、「使高麗」
- (4) 裴駿(『魏書』四五、裴駿伝)
 - 中書博士(?) → 転中書侍郎(第四上) → 仮給事中(従三上) 散騎常侍(第二下)、「於境上勞接(宋使)」
- (5) 遊明根(『魏書』五五、遊明根伝)
 - 都曹主書(?) → 賜爵安樂男(五品カ) 寧遠將軍(第五上) → 仮員外散騎常侍(従三上) 冠軍將軍(?) 安樂侯(三品)、「使於劉駿」 → 「以本將軍(寧遠將軍) 出為東青州刺史(?)」、加員外散騎常侍(従三上)
- (6) 邢祐(『魏書』六五、邢祐伝)
 - 著作郎(第五上) 領樂浪王傅(?) → 仮員外散騎常侍(従三上)、「使於劉駿」^(宋明帝) → 除建威將軍(第四中) 平原太守(七品)、賜爵城平男(五品カ)
- (7) 程駿(『魏書』六〇、程駿伝)

- 著作郎（第五上）→任城王雲郎中令（？）→除高密太守（七品）→假散騎常侍（第二下）、賜爵安豐男（五品カ）、加伏波將軍（第五上）、持節如高麗迎女→拜秘書令（從三上）
- (8) 李彪〔魏書〕六二、李彪伝
 中書教學博士（？）→假員外散騎常侍（從三上）建威將軍（第四中）衛國子（四品）、使於蕭贖（南齊武帝）→遷秘書丞（第四下）→加中書將軍（第四上）→加員外散騎常侍（從三上）、使於蕭贖→假通直散騎常侍（第三下）、使蕭贖
- (9) 邢産〔魏書〕六五、邢産伝
 著作佐郎（從五上）→假員外散騎常侍（從三上）鄭、臯子（四品）、使蕭贖→遷中書侍郎（第四上）
- (10) 封軌〔魏書〕三二、封軌伝
 著作佐郎（前令）從五上、「後令」第七上⁽⁵⁷⁾→遷尚書儀曹郎中（前令）第五上、「後令」第六下→兼員外散騎常侍（第五上）、「銜命高麗」→除國子博士（第五上）、加揚武將軍（從四下）→假通直員外散騎常侍（第四下）、「慰勞汾州山胡」→行東郡太守（？）→前軍將軍（從四上）行夏州事
- (11) 孟威〔魏書〕四四、孟威伝
 城門校尉（第四上）直閣將軍（第四下）沃野鎮將→兼散騎常侍（從三品）、「遠畿迎接（蠕蠕主阿那瓌）」→為平北將軍（第三品）光祿大夫（第三品）→假員外散騎常侍（第五上）、「為使主護送（阿那瓌）」→加撫軍將軍（從二品）
- (12) 劉逖〔北齊書〕四五、劉逖伝
 中書侍郎（從四上）→兼散騎常侍（從三品）、「聘陳使主」→除通直散騎常侍（正四下）→遷給事黃門侍郎（正四下）加散騎常侍（從三品）→除假儀同三司（正二品）、「聘周使副」→拜儀同三司（正二品）
- (13) 鄭孝穆〔周書〕三五、鄭孝穆伝
 使持節驍騎將軍（第二品）、「行岐州刺史（？）」當州都督→加通直散騎常侍（第四下）→徵拜京兆尹（第三品）→假散騎常侍（從三品）、「持節策拜（蕭）督為梁王」→進軍騎大將軍（從一品）儀同三司（從一品）
- (13) (13)を除くと假授された官の品秩は前後の正授の官の品秩よりも高い。史料⑩の朱子奢にも共通しているが、これをどう理解すべきであろうか。そのためにまず「假（授）」という語について考えてみたい。

制度用語として「仮（授）」の意味するところを適切に表現することは必ずしも容易なことではないが、越智重明・大庭脩・坂元義種の三氏によって説明が試みられている。まず越智氏によれば、「仮」には「正式任命」（天子の直接任命）と「準任命」（天子が任命すべきところを他者が代わって任命）の二通りがあるという。そして、ここで採り上げている問題に関係する「正式任命」の「仮」は、「板」に比して低い資格を示すと述べる⁽⁵⁹⁾。越智氏と同様の説明をするのが坂元氏で、同氏によると、「仮」は「正」・「真」に対置されるもので、これらに比し一段階おちることを示すとす⁽⁶⁰⁾。両氏共魏晋南北朝期の用例から説明を行なっているが、漢代の用例を検討した大庭氏は、「本来からいえばその資格はないが、仮にそうする」の意、と説明し⁽⁶¹⁾、通常なら与えられないことのない一定の資格が（必要上）暫定的に与えられるという趣旨に解している。前記二氏とやや異なるニュアンスであるが、「仮」のつかぬ場合に比して資格に制限が設定されているのだから、結局は「低い」「一段おちる」と基本的には変わらない。換言すれば、「仮」のつく官号は、「仮」のつかぬ同名の官号に准じて扱われる、という意味にも解釈できるであろう。

ここで「仮」を冠した官名の古例を探してみると、前漢・曹參が漢二年に「仮左丞相」を拝したことを伝える記事が見える⁽⁶²⁾。当時、丞相には既に蕭何が任じられていたので、この肩書には実質的には意味はない。むしろ、高祖劉邦は彼に蕭何に准じた「資格」を示すことによって、処遇の程度（功臣中の序列）を知らしめたのであろう。

また、漢魏晋宋の將軍属僚に「軍仮司馬」「軍仮候」なる官がある⁽⁶³⁾。これは、『後漢書』志二四、百官志一に、

① 將軍、不常置、……軍司馬一人、比千石、……軍候一人、比六百石、……又有軍仮司馬候、皆爲副式、

とあるように、軍司馬や軍候に准じた存在という意に理解し得るであろう。

また西晋滅亡後の華北は五胡十六国時代の乱世に突入していたが、東晋の元帝は、かかる状況の中でよく勢力を維持している漢人豪族に対して屢々將軍号や刺史を仮授し、流寓王朝への帰順と忠誠を促している⁽⁶⁴⁾。この場合は、「某

將軍、某刺史に准じた資格」で処遇するということが慰撫の手段になっているわけである。

將軍号の仮授について言えば、南北朝時代には、宋と北魏を中心に（特に北魏に多く）將軍号の仮授が盛んに行われていた。この時代、將軍号は散官化して官人の身分資格の標識として機能するようになってきたが（唐の武散官の淵源⁶⁶、出征などに先立ち格上の將軍号を仮授して（仮授された將軍号を「仮号」という⁶⁶）、当人の名譽を高めて箔をつける措置が屢々とられている。これは、先の対外使節の仮官とも関連を有するので、暫く検討を加えておくことにする。まず宋から数例を挙げてみたい。

- (1) 王玄謨（『宋書』七六、王玄謨伝）
 - 寧朔將軍（四品）→徐州刺史（四品）→冀州刺史（四品）→左衛將軍（四品⁶⁷）→「南郡王義宣与江州刺史臧質反」
 - 仮輔國將軍（三品）、拜平州刺史（四品）、「与柳元景南討」→「賊遂大潰」→加都督前將軍（三品）
- (2) 王蘊（『宋書』八五、王蘊伝）
 - 広徳令（六品又は七品）→「会太宗即位、四方叛逆、蘊遂感激為將、仮寧朔將軍（四品）、建安王司徒參軍（七品）、」（広徳）令如故」→「事寧」→為中書黃門郎（五品）、晋陵義陽太守（五品）
- (3) 吳喜（『宋書』八三、吳喜伝）
 - 河東太守（五品）→殿中御史（六品）→「太宗初即位、四方反叛、……喜請得精兵三百、致死於東、仮建武將軍（四品）、簡羽林勇士配之」→遷歩兵校尉（四品）、「將軍如故」→「東土平定、又率所領南討」→遷輔國將軍（三品）尋陽太守（五品）
- (4) 劉勳（『宋書』八六、劉勳伝）
 - 振威將軍（四品）屯騎校尉（四品）→加寧朔將軍（四品）→「会予州刺史殷琰反叛」→仮輔國將軍（三品）、「率衆討琰」→除輔國將軍（三品）
- (5) 張興世（『宋書』五〇、張興世伝）
 - 左軍將軍（四品）督予司二州南予州之梁軍諸軍事→徵為遊擊將軍（四品）→「海道北伐」、仮輔國將軍（三品）、「加節置

佐」→「無功而還」→遷太子右衛率（五品）→領驍騎將軍（四品）→左衛將軍（四品）
 (6) 劉俊（『南齊書』三七、劉俊伝）

尚書庫部郎（六品）→遷振武將軍（四品）蜀郡太守（五品）→「復従父勳征討」、假寧朔將軍（四品）→転桂陽王征北中兵參軍（？）→遷通直散騎侍郎（五品）→出為安遠護軍武陵内史（五品）→除散騎侍郎（五品）→「桂陽難」、加寧朔將軍（四品）

王玄謨の場合、共に征討の任に就いた柳元景が三品の撫軍將軍であつたので、それとの釣合いを考えた措置のように思われる。王蘊は、明帝の即位をめぐる動乱に際し劣勢の皇帝陣營に馳せ参じたので、それに応える意味もあつて従軍中四品將軍を假したのであろう。その点では呉喜も同様で、彼はそれまで軍事の経験はなかつたが、自ら反亂鎮圧を志願したので、四品將軍で箔をつけてその任に就いたのである。彼の幕下についた武將の官を見ると、五品・六品官が認められる。そうした者達を指揮する都合上、四品並みの資格が必要だったのであろう。『南齊書』二五、垣崇祖伝に、

②① 崇祖啓明帝曰、淮北士民、力屈胡虜、南向之心、日夜以冀、崇祖父伯並為淮北州郡、門族布在北辺、百姓所信、一朝嘯咤、事功可立、名位尚輕、不足感衆、乞假名号、以示遠近、

とあるのは假授によって箔をつける必要性を物語っている。垣崇祖は淮北の朐山戍主で、北魏の南侵によって敵中に孤立し反撃の機を窺っていた。一介の戍主（守備隊長）の肩書では將たる重みに欠けるので、然るべき名号の假授を要請したのである。⁽⁶⁸⁾なお王玄謨と劉勳は征討の任終えて後、假号と同品の將軍号（劉勳の場合はそのまま除正）を授けられているが、顕著な功を挙げたためであろうか。また劉俊は同品の將軍号を假授されているが、振武よりも寧朔の序列の方が上になる。

次に北魏に目を転じ、出征の箔づけと考えられる仮号を四例ほど挙げておく。

- (1) 崔亮（『魏書』六六、崔亮伝）
撫軍將軍（從二品）定州刺史（？）→仮鎮南將軍（從二品）使持節都督諸軍事→「以討（梁軍）」→「以功」進号、鎮北將軍（從二品）
 - (2) 費穆（『魏書』四四、費穆伝）
左軍將軍（從四上）河陰令（？）→「蠕蠕」入寇涼州、除輔國將軍（從三品）、仮征虜將軍（從三品）、兼尚書左丞（從四上）西道行台、「仍為別將、往討之」「蠕蠕遁走」→「及六鎮反叛、……北伐」→「二絳蜀反、……討平之」→「拜前將軍（第三品）散騎常侍（從三品）」
 - (3) 源子雍（『魏書』四一、源子雍伝）
太中大夫（從三品）→恒農太守（？）→夏州刺史（？）→「沃野鎮人破落汗拔陵首為反乱、……（子雍）漸至於東、（孝明帝）轉戰千里」→「朝廷始得其委問、除散騎常侍（從三品）使持節假撫軍將軍（從二品）都督兼行台尚書」→「復破賊帥……肅宗（孝明帝）聖書勞勉之」→除中軍將軍（從二品）金紫光祿大夫（從二品）給事黃門侍郎（第四上）→「以葛榮久逼信都、仮征北將軍（第二品）、為北討都督」→「平之、進号、鎮東將軍（從二品）」
 - (4) 李憲（『魏書』三六、李憲伝）
安西將軍（第三品）→除七兵尚書（第三品）、加撫軍將軍（從二品）→「元法僧提徐州反叛、仮鎮東將軍（從二品）徐州都督、与安豊平延明臨淮王彧等討之」→「徐州既平」→除征東將軍（第二品）揚州刺史（？）淮南大都督
- 崔亮は梁の北侵により鎮南將軍を仮授されて出撃し、功により進号せしめられて鎮北將軍になっているが、「進号」したのは撫軍將軍からであって仮鎮南將軍からでないことは、第二品の征北將軍を仮授された源子雍が葛榮征討を終えて從二品の鎮東將軍に「進号」しているケースから理解されよう。同じ從二品將軍であっても、序列の上では四鎮の方が中軍や撫軍よりも格上なのであって、それゆえ崔亮・李憲は撫軍將軍から四鎮將軍を仮授されるわけである。

輔国將軍の除授と同時により上級の征虜將軍を假授された費穆についても同様のことが言えるのではなからうか。⁽⁶⁹⁾

ところで將軍号の假授は対外使節にも行われている。先程挙げておいた使者達を見ても、北魏の遣宋使邢穎は寧朔將軍(第四上)を、遣高麗使高謙は既に遊擊將軍であつたが發遣に先立って平東將軍(從二下)を假授されている。遊擊將軍の品秩は不明だが、序列において四平の下に置かれることは確実である。⁽⁷⁰⁾ 遣宋使遊明根は寧遠將軍(第五上)から假冠軍將軍。冠軍もこの時期の品秩は不明だが、寧遠の上に置かれることは確実である。⁽⁷¹⁾ 李彪は假建威將軍(第四中)、北齊の遣周使劉逖は散官の假儀同三司(正二品)になっている。

史料⁽⁸⁾から明らかなような、散官を以て外交の任に充てるという慣例からすると、対外使節などに対して散騎常侍・散騎侍郎の類を假授することには、かかる慣行に則つた結果であるという側面もおそらくあるだろう。⁽⁷²⁾ しかし、出使などの前後に務めた官の品秩の方が低い場合が少なくないこと、假号・假爵が同時に行われる例もあることなどを考慮に入れると、出征軍將に対するのと同様、外交の任に就く者に対しても、假官・假号及び假爵という形で本人の身分を飾り箔をつけるという配慮が概ねなされていたと考えられる。そして、箔づけという官人の威儀体裁に対する配慮は、隋唐の制度に受け継がれていくのである。例えば、『隋書』一二、禮儀志には、

② 貂蟬、案漢官、……開皇時、加散騎常侍在門下者、皆有貂蟬、至是罷之、唯加常侍聘外國者、特給貂蟬、還則輸納於内省、

とあり、貴族官僚のステータスシンボルである貂蟬が、散騎常侍を加官されて外国に出使する者だけに特に許され、帰命後は返納すべきものであったことが知られる。⁽⁷³⁾ 既に見た入蕃使の借緋・借紫に通じるものがあろう。唐代では朱子奢・段確の例があることは前章において触れた通りであるが、更に、『旧唐書』九三、婁師德伝には、

② 上元初、累補監察御史、屬吐蕃犯塞、募猛士以討之、師德抗表請為猛士、高宗大悅、特假朝散大夫、從軍西討、遷殿中侍御史、兼河源軍司馬、并知營田事、

と見える。正八品上の監察御史を務めていた婁師徳が、吐蕃征討の猛士に志願してきたことよって従五品下の朝散大夫を仮授されて従軍し、その後従七品下の殿中侍御史に任じられて河源軍司馬を兼ね、あわせて知營田事となった事実を伝えるものである。南北朝期に見られた出征軍將の箔づけ措置に酷似している。また、従五品下官の仮授であるから、上元元年制定の服制に照らせばここで借緋が行われた可能性も考えられるのである。⁷⁴⁾

前章に引き続き、借位制の淵源を探るべく検討を重ねてきたが、それは中国南北朝期に盛行した仮官・仮号にまで遡ることができるように思う。官号の仮授自体は、例えば北魏において高齡者に郡守・県令等を仮授して名譽を与えた如く様々なケースにおいて見ることができる。⁷⁵⁾しかし出征する軍人あるいは外交の任に就かんとする官人に対して官号が仮せしめられるケースについて言うなら、仮授に伴って名譽による身分的粉飾や箔づけという官人の威儀に関する効果もたらされること、仮授の前提となった任務に就いている間だけ有効であること、といった性格は、前章で採り上げた借緋・借紫と共通している。重要任務に携わる者に対しては、それ相應の資格・礼遇を、少くとも任務遂行中は与える必要がある——このような要請を満たす措置であろう。そして借緋・借紫もここから派生してきた制度ではないだろうか。かかる制度が隋唐以前から存在してきたという知識が、七世紀後半の日本で大陸諸制度の学習・受容が行われる過程において齎されたであろうことは、充分考えられることである。そこで「仮」が「借」に換えられたのは、「品」を「位」に代えたことと軌を一にする処理といえよう。⁷⁶⁾

五、借位制創出の背景——結びにかえて

日本の借位制が中国の仮官・仮号の制にその源を発するとして、それでは、この制度が大宝度遣唐使から始められた背景にはいかなる事情が存在したのであるか。この点について考察を巡らせて、本稿の結章としたい。

他国へ派遣する使者の人選に際して最も配慮を要するのは、使者たるべき者の地位身分である。既に指摘されているように、対外使節は一国を代表して遣わされる者であるから、その身分はそのまま相手国に対する評価の度合いを示し、ひいては派遣国の国際意識を推し量るバロメーターにもなりうる。⁽⁷⁷⁾従って官位の高い者を派遣することは相手国を高く評価していることを示すわけで、そのような高い評価を示された相手国は当然そのことに満足の意を示し、使節を厚遇することによって派遣国に対する礼を尽して、両国の間に良好な関係が保たれるのである。逆に官位の低い使者を差し遣わされた場合、相手国が派遣国に対して何らかの劣等感や従属意識を持つなど特別な事情があればともかく、一般的に考えれば、不満足感から使節に対する礼遇もそれなりのものにならざるを得まい、場合によっては自国に対する軽侮の念に対する怒りから、関係の緊張をもたらすことすらあり得よう。

以上の観点から日本が隋・唐・新羅・百済・渤海に送った使節の官位を見ると、格下と見なして評価していたことの明らかな新羅以下の三国は勿論、隋唐に対してさえ三位以上の高官を送った例は皆無であり、ここに日本の自らを高くする態度——即ち国際意識——が表われていると言える。⁽⁷⁸⁾

しかしその自らを高くする国際意識を持つことと、それが相手国の受け容れるところとなるか否かは全く別の問題である。両者の国際意識の矛盾が表面化したとき、最悪の事態として関係の緊張・険悪化が予見されることは先に述べた通りであるし、八世紀の日羅関係において惹き起こされた、様々な摩擦などは、両国の国際意識の対立に深く根ざしたものであると言えよう。それでは、彼我の国際意識の差違・矛盾が予め察知されていて、そこから生じることが予想される不都合を未然に防止しなければならない事情が存するとき、そこにはいかなる措置が講じられるであろうか。

一例として挙げるべきは、新羅の日本に対する仮王子派遣策である。この政策は、八世紀に入って自尊意識に目覚めた新羅が、王子や執政大夫の入貢を執拗に要求し続けた日本に対し、王子に非ざる者を王子と称せしめて派遣する

もので、滞日中は新羅の王子として王子の外交礼を踏ませたのであった。天平勝宝四年來日の大阿漚金泰廉はその仮王子であり、また九世紀初頭にも計画されたがこちらは実現を見ずに終わった。仮王子の派遣は、日本の固執した朝貢形式と新羅が崩すまいとした元礼形式の両立を図る巧みな外交策であって、その背景には対日関係の悪化による交易の停滞を打開せんとする意思が働いていたと言われている⁷⁹。

この新羅の仮王子派遣をめぐる事情は、日本遣唐使の借位の事由を考える上で参考にすべきものであろう。即ち、日本には自らを高くする国際意識があり、これに基づけば皇族及び「執政大夫」級の高官の遣唐朝貢は避け、事情の許す限り使者の官位は低く抑えておきたいところであった。しかしおよそ外交には相手があるもので、派遣先の唐には既に蕃望なる制度が確立しており、唐はこれを指標として諸外国をランクに分け、国際関係の秩序づけを行なっていたのである。蕃望とは諸外国の朝貢使を五等の品位に弁別して待遇に格差を設けた制度であって、その第一・二等は別格であるが、第三等は唐の官品階一―三品に、第四等を四・五品に、第五等を六―九品にそれぞれ対応させていた。現存史料から抽出される蕃望等位規定の運用例は、帳・敷物等の供給、食料の供給、慶時の臨時賜物、使者死亡の際の処遇等であるが、この規定は唐の外国使接待における基礎的なとりきめなので、判明したもの以外にも多くの待遇に際して機能したと考えられる⁸⁰。遣唐使を派遣するならば、太宗の在位中には機能していたこの制度の適用を受け、それに則って礼遇されることは当然予想される。

自らを高く持する意識を貫こうとすれば唐に遣わす使者の官位はなるべく低く抑えたいが、その際には低い待遇に甘んじなければならぬ。場合によっては日本が朝貢国と見なす新羅より低く扱われることもあり得るわけで、自尊意識を守るために自尊意識が傷つけられかねないというジレンマに陥ってしまう。

特に大宝度遣唐使の発遣目的は、既に論じられているように日本律令国家の成立を本家本元の唐に示し、その承認を得るところにあった⁸¹。この遣唐使を朝廷が重く見ていたことは、中国事情に通じているうえに大宝律令編纂者中藤

不比等に次ぐナンバー3の地位にあった粟田真人を、白雉五年度の高向玄理以来五〇年ぶりの押使（執節使）に就けて送り出したことから察せられる。従って彼らが唐で受ける待遇には大きな関心が寄せられていたであろう。こうした事情を勘案すれば、彼土において実際よりも高い位を称せしめる借位制は、自国の国際意識と相手国の国際意識の両立を図るといふ点において、新羅の仮王子と同様の効果を期待できる巧妙な外交策と言い得よう。日本の自尊的国際意識をなるべく損わぬような形で、唐を中心とした国際関係の現実との間に図られた妥協策が、遣唐使借位となつて表われたのである。

日本の借位制は、対唐関係における自尊的国際意識と国際関係の現実との妥協の必要から、中国南北朝時代から唐初にかけて度々見ることのできる仮官・仮号の制と、実態としてはおそらく高宗上元年間には行われていたと考えられる借緋を範として、大宝度遣唐使の派遣に際して初めて行われたものであろう。正四位下であった粟田真人は三位を借し着紫して入唐し、一般の外国使としては最も待遇のよい蕃望第三等によって礼遇されたものと思われる。そしてこれがその後も通例となつて、遣唐使は実際よりも高い位を借授されて入唐したのである。この借位の適用対象が拡大された結果が天平宝字六年の遣渤海使や郡司等に対する借位（借緋）であり、借授されるものが位階ではなくて官職になった「応用編」が、天長二年に隱岐に上陸した渤海使に大内記布瑠高庭を応接に当らしめた際の「借出雲国介」であると考えられる⁽⁸⁾。

最後に、遣渤海使借位（借緋）と郡司借位に関して若干付言しておこうと思う。まず遣渤海使について。渤海は日本が属国視していた国であり、そのような国に対して派遣する使者（しかも送客使）を遣唐使の如く借緋せしめるのは何故かという疑問は当然抱かれるであろう。第二章で既に述べたように、遣渤海使は天平宝字五年まで四回連続して五位（従五下、外従五下）の官人が任じられてきたが、その中には送使として派遣された者も含まれていた。当時の日渤海

係は日羅關係の緊張状態や安史の乱後の政情不安な唐の国情とも相俟って、政治的重要性を高めていた。かかる状況において、いかに送使とはいえこれまでと比べて格落ちの感を免れぬ身分の使者を立てることは躊躇の念を覚えるものがあつたであらう。⁽⁸³⁾ 格下の国に送る使節でも実際より高い身分を称せしめたのは、史料⑦の朱子奢の例がこれを物語る。半島三国の調停の任を委ねられた使者が、いかに儒者として優れ、蕃夷に情理を尽して説諭することに巧みであつても、七品官の身分のままでは余りに重みに欠け、任を全うするに不都合なのである。

郡司借位について付言すべきことは、対外使節借位では認められぬ位階の前借り、試用期間的性格は何に由来するかということである。これは、仮号せしめられた軍人が、功を樹てて仮号をそのまま正号に直さしめられたり、仮号と同品の別の將軍号を授かっている例があることを考えれば了解されると思う。また、『魏書』一一三、官氏志に引く延興二年五月詔には、

②③ 非功無以受爵、非能無以受祿、凡出外遷者皆引此奏聞、求乞假品、在職有効、聽下付正、若無殊稱、隨而削之、

とある。假品(假品は借位に通じる)を乞うた者が、在職中に功あればこれを改めて正授し、然らずんば假授された官品を削る(元の官品に戻る)というのがその内容である。假品を乞う「出外遷者」の意は必ずしも明確ではないが(地方官となつて赴任する者か、外国に出使する者か、出征する者か、巡察官か不明)、在職中の業績によつて假授された官品が与奪されるケースも存在していたことは、平安初期に、地方政治の振興を意図して借位の対象を郡司にも拡大する際に参考にされたのではないだろうか。対外使節借位にかくの如き性質が認められないのは、そこには相手国に与える印象や受ける待遇を左右するという外交的機能しか意識されていないからである。

以上、借位制の起源とその創出の事由及び期待された機能といった問題を、対外使節借位を中心に論じてきた。このほかに、平安中期以降における借位⁽⁸³⁾・借官⁽⁸⁴⁾や神社借位の実態、あるいは同じ「かり」の意を持つ「権」官との関

係など、論ずべき問題はまだ残っている。しかし紙数も尽きたので、これらの諸問題は別に検討するとして、ひとまず擱筆することにした。

[平成二・九・一九脱稿]

- (1) 鈴木銳彦「郡司の五位借授について」、『愛知学院大学論叢』三、昭和三二年)、大庭脩「唐元和元年高階真人遠成告身について」、『高橋先生還暦記念・東洋学論集』関西大学東西学術研究所、昭和四二年)、河合ミツ「借緋に関する覚え書」、『日本紀研究』二二二、昭和五九年)。
- (2) 野村忠夫筆「借位」、『国史大辞典』七、吉川弘文館、昭和六一年)、執筆者不明「借位」、『普及版』日本歴史大辞典』五、河出書房新社、昭和六〇年)。
- (3) 『類聚三代格』六に次の史料がある。
 応賜借叙五位郡領位禄事
 絹三疋 綿三屯 調布廿端 庸卅段
 右太政官去年八月廿日下式部省符称、檢正三位中納言兼右近衛大将陸奥出羽按察使良岑朝臣安世奏状称郡領者今之県令也、親民行化、実在斯人、時澆俗薄、称格者希、伏望、善政為国司所奉申者、借授采級、令足自展、然後考績依実与奪者、依奏者、左大臣宣、奉 勅、宜且賜仲禄使自勸励、但位田資人并子蔭、不在此限、
 天長二年七月八日
- (4) 『古事類苑』官位部七九所引「筑後国神名帳」。
- (5) 『日本歴史大辞典』では、『類聚国史』三二、天長八年二月丁亥条を根拠に、「高貴の人に謁するとき」に借位が行われるとしているが、この記事は、淳和天皇が水城野に行幸した時、河陽宮において山城摂津二国の掾以上に禄を賜与し、深夜還宮したことを伝える前半部と、伴刈田継立と他田足主が各々借外従六位下と外正七位下から外従五位下に進められた事実を伝える後半部から成り立っており、継立に外従六位下が借授された理由を窺わせる記述はどこにも見あたらない。
- (6) 史料②③④⑤は河合氏前掲論文、⑥⑦は大庭氏前掲論文。①には両氏共言及している。
- (7) 本文は大庭氏の校訂(同氏前掲論文)に拠った。
- (8) 新訂増補国史大系本に拠る。本稿の引用史料は、六国史は新訂増補国史大系本、中国正史は中華書局標点本に拠っている。

- (9) 『河合氏前掲論文』。
- (10) 『続日本後紀』承和三年正月丁未条。
- (11) 『続日本後紀』承和六年九月丙午条。
- (12) 『大庭氏前掲論文』、河合氏前掲論文。
- (13) 『河合氏前掲論文』。
- (14) 大伴犬養（天平一二年、外従五位下、送客使）、小野田守（天平宝字二年、従五位下）、陽候玲璆（天平宝字四年、外従五位下）、高麗大山（天平宝字五年、従五位下）。
- (15) 『古事類苑』官位部七九の引く借位史料でもこの史料を第一に掲げる。
- (16) 河合氏前掲論文の補註において、『続日本紀』慶雲三年二月丙申条「授船号佐伯従五位下」の割註に「入唐執節使従三位粟田朝臣真人之所乗也」とあるところから入唐時に従三位借授という推測も成り立ち得ることを述べているが、外国向けの位階をこのような箇所ですら記す必要があるかという疑問もあり、この註記を従三位借授の根拠にするのは困難であると思う。
- (17) 『続日本紀』大宝元年正月丁酉条。
- (18) 佐伯有清「山上氏の出自と性格」（『日本古代氏族の研究』吉川弘文館、昭和六〇年）。
- (19) 『続日本紀』大宝元年正月丁酉条。
- (20) 『続日本紀』慶雲四年三月庚子条。
- (21) 『続日本紀』養老二年十二月甲戌条。
- (22) 正四位上か正四位下を借授したのではないかとも思われる。
- (23) 『続日本紀』天平勝宝四年閏三月丙辰条。
- (24) 前註に同じ。
- (25) 『続日本紀』天平勝宝三年十一月丙戌条。
- (26) 大使副使が借二位借三位というのは他の回に比べて妙に高い印象を与えるが、両副使の本位自体が他の回に比べて高い（四位の副使はこの回だけ）という事情も関係しているよう。
- (27) 『続日本紀』宝龜六年六月辛巳条。
- (28) 『日本後紀』延暦廿三年三月庚子条。
- (29) 『類聚国史』九九、大同元年十二月壬申条。

- (30) 『統日本後紀』承和三年四月戊戌条。
 (31) 河合氏前掲論文。
 (32) 『日本後紀』延暦廿四年七月壬辰条。
 (33) 註(29)に同じ。
 (34) 『統日本紀』天平勝宝六年四月壬申条。
 (35) 『統日本紀』慶雲二年八月戊午条。
 (36) 『統日本紀』慶雲四年八月辛巳条、和銅元年三月丙午条。
 (37) 『入唐求法巡礼行記の研究』四、(鈴木學術財団、昭和四四年)三九〇～三九一頁。
 (38) 註(3)参照。
 (39) 郡司・神社借位に位記が伴ったか否かは不明。
 (40) 大庭氏前掲論文。
 (41) 濫賞の傾向の甚しかったことは、『通典』六三、嘉礼八、天子諸侯玉佩劍綬璽印に引く開元二五年五月勅からも知ることができ。
 (42) 『文獻通考』一四、王礼八、君臣冠冕服章条に、
 唐制、都督刺史品卑者並借緋、
 とあつて後世においてもかく認識されている。
 (43) 『冊府元龜』二八。
 (44) 『唐会要』三二、輿服上、内外官章服条。同書八一、階条。
 (45) 『新唐書』六一、宰相表上。
 (46) 借緋・借紫とは別に、勳功あつて官品の及ばぬ者に対して特に制限を設けず緋紫並びに魚袋の着佩を許す賜紫(金魚袋)・賜緋(銀魚袋)なる制度も生まれるに至つた(『唐会要』三一、輿服上、内外官章服条所引大中三年五月中書門下奏、魚袋条所引蘇氏記曰)。両唐書の列伝中にその実例は多数確認できる。
 (47) 武攸寧の場合、三品に及ばぬ散官を帯したままで三品官の職を務める事情と、武后の同族という出自が借紫の背景にあつたのだろう。
 (48) 管見においても、これ以上古い借紫例は見出し得なかつた。

- (49) 垂拱格式については、滝川政次郎『律令の研究』（昭和六年、刀江書院）一四二―一四九頁。なお、天授元年に唐から周に国号が改められたことが日本では知られていなかったことは、『続日本紀』慶雲元年七月甲申朔条に見える遣唐使と唐人との問答から明らかである。
- (50) 『旧唐書』五六、『新唐書』八七、朱棨伝。
- (51) 宮崎市定『九品官人法の研究』（同朋舎、昭和三十一年）四〇二―四〇三頁。
- (52) 北魏諸官の品秩は、孝文帝太和一七年（四九三）六月制定の職員令（「太和後令」と、同二三年頃制定され、翌年（宣武帝景明元年）以降施行された職員令（「太和後令」）に定められたものが、『魏書』官氏志の官品表に掲載されている。太和一七―二三年は「前令」、景明元年以降は「後令」の品秩に拠って考えればよい。問題は太和一六年以前だが、將軍号の序列を調べてみると「前令」通りの序列であったと推定されるので（窪添慶文『北魏初期の將軍号』、『東洋文化』六〇、昭和五五年、所収）、「前令」に拠って品秩の高低を考えて大過あるまい。また、「後令」については宮崎氏前掲書、三八九―四〇六頁。
- (53) 天賜元年（四〇四）に伯、男が削られて王公侯子の四爵制に改められたが、男爵はのちに復活したらしい。王は一品、公は二品、侯は三品、子は四品相当（『魏書』一三、官氏志）。
- (54) 『魏書』四下、世祖紀。
- (55) 天賜二年に七品たることを定めた（『魏書』一一三、官氏志）。
- (56) 『魏書』七下、高祖紀太和一五年一月戊寅条。
- (57) 高麗に使したのは宣武帝の治世に当たるので、員外散騎常侍からは「後令」の品秩を示し、尚書儀曹郎中と著作佐郎は参考までに両令の品秩を示した。
- (58) 西魏文帝の大統年間（五三五―五五二）のことなので、北魏の制（太和後令）に拠った。
- (59) 越智重明『魏晉南朝の板授について』（『東洋学報』四九―四、昭和四二年）。
- (60) 坂元義種『古代東アジアの日本と朝鮮』の註（119）（『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、昭和五八年）。
- (61) 大庭脩『秦漢法制史の研究』（創文社、昭和五七年）、四五〇頁。
- (62) 『史記』五四、曹相国世家。『漢書』三九、曹參伝。
- (63) 『漢書』六九、趙充国伝。同九六下、西域伝下。『後漢書』四七、班超伝及び班勇伝。同八七、西羌伝。『魏志』八、張揚伝。『晋書』三六、衛恒伝。『宋書』三九、百官志上。『通典』三六、三七所載魏晉官品表。
- (64) 『晋書』六七、郝鑿伝。同一〇〇、蘇峻伝。各自の根拠地が属する州の刺史を合わせて仮授することで、当地における行

動に正統性を付与する「お墨付き」効果が表われる。

(65) 宮崎氏前掲書、三〇八・四〇三頁。このほか將軍号については、坂元義種「五世紀の日本と朝鮮——中国南朝の封冊と関連して——」、五世紀の日本と朝鮮の国際的環境——中国南朝と河南王・河西王・宕昌王・武都王」（共に同氏前掲書所収）、小尾孟夫「晋代における將軍号と都督」（『東洋史研究』三七—三、昭和五三年）、同「劉宋における都督と軍事」（川勝義雄・砺波護編『中国貴族制社会の研究』京大人文科学研究所、昭和六二年）、窪添氏前掲論文等を参照。

(66) 『宋書』八六、劉勳伝。

(67) 『宋書』七七、柳元景伝。

(68) この要請を受けた明帝は、進んで輔国將軍琅邪蘭陵二郡太守を正授し、督励を加えた。

(69) この三名の仮号の事情には、品秩以外の要素も考慮に入れられていたかも知れない。例えば出征方面（梁に対する鎮南、徐州に対する鎮東）や征討の対象（蠕蠕Ⅱ虜）が加味されることもあり得る。

(70) 「後令」では四平將軍は第三品で遊撃は第四上。太和一六年以前も存在していることは『魏書』からも知られるので、単に官品表（「前令」の）から洩れただけであろう。窪添氏前掲論文参照。

(71) 冠軍將軍にも遊撃將軍と同様のことが言える。因みに「後令」では冠軍従三品、寧遠第五上。

(72) 平北將軍光祿大夫から員外散騎常侍を仮授されて蠕蠕主阿那瓌を送る使者を務めた孟威や、驍騎將軍の身分で京兆尹を務めていた鄭孝穆が散騎常侍を仮授されて蕭督を梁王に冊立する使節に任じられたことなどは、使者の任に就く必要上、単に例に従っただけ（「箔づけ」は意識されていない）と解釈される。

(73) 貂蟬については戸川芳郎「貂蟬——蟬賦と侍臣——」（加賀博士退官記念論集刊行会『加賀博士退官記念・中国文史哲学論集』講談社、昭和五四年）参照。

(74) 咸亨五年八月に上元と改元すると直ちに服制を改め、文武官三品以上は服紫・金玉帶、四品深緋、五品淺緋、並びに金帶等を定めた（『旧唐書』五、高宗紀下。同二五、輿服志）。

(75) 例えば、『魏書』七下、高祖紀、太和一七年七月戊辰条には、孝文帝が行幸した土地の民百歳以上に県令を仮授すると見え、同二〇年三月丙寅条には、国内の黃鸞以上の老人に中散大夫と郡守を仮し、著年以上には給事中と県令を仮授すると見え、

(76) 第四〇回法制史学会総会（昭和六三年四月）における池田温氏の御示教による。なお、『続日本後紀』承和七年二月壬申条に見える郡司借位記事には、「借外従五位下」とすべきところを「假外従五位下」とする。現存伝本に共通する表記であるようなので、「借Ⅱ假」と当時も認識されていたことを示す例と考えられる。

- (77) 坂元義種「古代東アジアの国際関係——和親・封冊・使節よりみたる——」（同氏前掲書所収）。
- (78) 坂元氏註(77)論文。同氏は大化二年の遣新羅使小徳高向黒麻呂(玄理)を三位以上の高官派遣の唯一例とされているが、それは大・小徳を令制三位以上相当と解釈された結果であって、篤弘道氏によって明らかにされた如く、小徳は四位相当と解釈するのが妥当であろうから(「冠位十二階考」)、「冠位十二階の実態と源流」、『律令国家成立史の研究』所収、吉川弘文館、昭和五七年)、三位以上の海外派遣は皆無となる。
- (79) 新羅の仮王子については、浜田耕策「新羅中・下代の内政と対日本外交——外交形式と交易をめぐる——」（『学習院史学』二一、昭和五八年）参照。
- (80) 蕃望については石見清裕「唐の蕃望について」（昭和六一・六二年度文部省科学研究費研究成果報告書『東アジア史上の国際関係と文化交流』昭和六三年）。
- (81) 石母田正「天皇と『諸蕃』」（『日本古代国家論』一、岩波書店、昭和四八年）、鈴木靖民「日本律令制の成立・展開と対外関係」（『古代対外関係史の研究』、吉川弘文館、昭和六〇年）。
- (82) 『類聚国史』一九四、殊俗、渤海下。この場合の借授はもちろん「箔づけ」ではなく、外国使の来朝で先ず応接するのが現地国司であることと、なるべく先例に通じている者が望ましいとの判断からなされたものだろう。中国における職事官の仮授例は、一例として「假鴻臚卿」（『旧唐書』一九四上、突厥伝上）を挙げておく。
- (83) 『権記』長保三年正月一六日条。
- (84) 『玉葉』寿永二年十一月二三日条。
- (補注) 田中健夫・石井正敏「古代日中関係編年史料稿」（茂在・西嶋・田中・石井『遣唐使研究と史料』東海大学出版会、昭和六二年）。

〔後記〕 本稿は、第四〇回法制史学会（昭和六三年四月）における口頭報告を大幅に加筆修訂したものである。